

資料 2

令和 8 年度県北地域広域移住体験ツアー  
企画・運営管理業務

委託業務仕様書

令和 8 年 5 月  
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する『令和8年度県北地域広域移住体験ツアー企画・運営管理業務』（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や契約に係る特記事項等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 趣旨

人口減少が進む「岩手県の県北地域（久慈地域：久慈市・普代村・野田村・洋野町、二戸地域：二戸市・軽米町・九戸村・一戸町）」（以下、「県北地域」という。）において、移住に興味・関心を持つ女性を対象に、豊かな自然・穏やかな人柄・充実した子育て環境という地域の魅力を発信するとともに、先輩移住者や地域の方との交流により、女性が安心して生活できる県北地域の「暮らしのリアル」を具体的にイメージできる機会を創出することで、認知度向上及び移住者の増加につなげるもの。

特に本年度は、県北地域の「食・食文化」に焦点を当て、その魅力が移住検討に与える影響を検証し、今後の移住施策の改善と移住者増加につなげることを目的とする。

### (2) 業務件名及び数量

令和8年度県北地域広域移住体験ツアー企画・運営管理業務 一式

### (3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月8日（月）まで

### (4) 委託料の上限額

2,492,000円（税込）

※ ただし、ツアー参加者が在住場所と集合・解散場所の間を移動するための交通費等は上記に含まれない。

## 2 業務内容

### (1) 県北地域広域移住体験ツアー企画・運営

ア 事業目的に沿ったツアーの内容を企画・実施（集客・PR等を含む）すること。

イ 県北地域広域移住体験ツアー内容

#### (ア) 開催回数

県北地域（久慈地域、二戸地域）において1回開催すること。

#### (イ) 開催期間

契約の日から令和8年11月までとし、原則、平日を含む2泊3日とすること。

#### (ウ) ツアー内容

県北地域への移住に興味や関心がある女性のうち、以下のターゲットに訴求するツアーを県北地域（久慈地域、二戸地域）において1回開催すること。

- ・ 20代～40代の女性
  - ・ 県北地域の「食・食文化」に興味を持つ方
  - ・ 県北地域の食や食文化を楽しみながら、心身ともに豊かな暮らしを求める方
- なお、本業務全体として次の内容が含まれるようにすること。
- ・ 各市町村の施設訪問及び体験型のコンテンツを取り入れ、地域の魅力をツアー参加者が

体験できるようにすること。

- ・先輩移住者や地域の方との交流の機会を設けること。(謝金及び旅費その他必要な経費は委託料より支出すること)

#### (エ) ツアールート

首都圏からの移動を想定し、新幹線のルート上で集合・解散の駅を經由し、2泊3日の行程で県北地域(久慈地域、二戸地域)を周遊するルートを設定すること。

また、ツアールートは、バス等で移動すること。

#### (オ) 集客目標、参加者負担

- ・集客目標  
9名以上
- ・参加者負担

在住場所と集合・解散場所の間を移動するための交通費等は、参加者負担とする。ツアーに係る経費を勘案の上、参加料を徴収することも可とする。

#### ウ 参加者募集方法

- (ア) 参加者の募集、申込みの受付は受託者が行い、県に報告の上、参加者を決定すること。
- (イ) 参加者の募集は、チラシの作成・配布による募集のほか、ウェブサイトやSNS等を活用し、想定するターゲットの行動特性に基づき、効率的かつ効果的な募集活動を行うこと。
- (ウ) 各種移住定住イベント等でも周知・広報できるように広報期間の確保に努めること。

#### エ 効果検証(アンケート実施、報告等)

- (ア) ツアーを通して、本企画の趣旨に則り、ターゲットに訴求する施策を展開すること。  
そのうえで、本施策が移住検討に際して、誘因要素になりうるのか、以下の項目に則り検証すること。

〈効果測定項目〉

- ① 食や食文化を通じて地域の魅力が発信できたか
- ② 趣旨に基づいて実施した訴求手法がターゲットの行動変容につながったか
- ③ 認知度向上及び移住者の促進につながったか

- (イ) ツアー実施の前後で、参加者からツアーの感想、県北地域への移住・交流に関する意見等について、アンケート調査を実施し、結果を取りまとめて報告すること。
- (ウ) 出発、解散時や訪問先等、ツアー催行中の写真を撮影し、終了後の報告にあたっては、参加者人数等の情報とあわせて、撮影した写真等の画像デジタルデータを県に提供すること。なお、写真等は県ウェブサイト、広報等で使用する可能性があるため、必要に応じ、そのことについて予め参加者に理解を得ておくこと。

- (エ) アンケートの内容等については、事前に県と協議すること。

#### オ ツアー情報の発信等

参加者や県北地域への移住に興味や関心がある方にツアーの様子等を情報発信できるようツアーレポートを作成すること。なお、ツアーレポートには、次の内容が含まれるようにすること。

- ・ツアー行程や訪問先での様子
- ・参加者アンケート結果

#### カ その他

- (ア) 円滑な業務進捗を図るため、月に1回程度打合せの機会を設けること。

(イ) ツアー行程の選定にあたっては、「県北地域移住定住推進プロジェクトチーム (※)」の意見を十分考慮すること。

(※) 県北地域への移住定住の促進を図るため、県と市町村が連携し県北地域の一体的な移住定住施策を検討・実施するチーム

(ウ) 受託者において確実に送客できるツアー内容とすること。

(エ) ツアーのサポートを行う添乗員を1名以上同行させること。

(オ) 訪問先との事前打ち合わせや現地確認を行い、体験の内容や宿泊場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。

(カ) 本業務の目的を踏まえ、単なる地域体験に留まることなく、移住者等との交流会を組み込む等、将来的な移住・定住に繋げられるようツアー内容を工夫すること。

(キ) 参加者の旅行保険への加入手続き等を行うこと。

## (2) 自由提案

事業実施に際し、より効果的な事業となる取組の提案ができる場合は、その内容を記載すること。なお、自由提案の実施に要する経費も、1 (4) 委託料の上限額の範囲内とする。

## 3 成果物の提出

業務完了後に提出する成果物は次のとおりとする。

- (1) 実績報告書
- (2) ツアーの実施状況を確認できる資料 (写真、当日の行程表等)
- (3) 業務実施に要した経費
- (4) アンケート結果
- (5) ツアーの課題、改善点等
- (6) その他、県が必要と認めた事項

## 4 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 発注者は、本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。

イ 受託者は、上記アによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に書面で通知しなければならない。

### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から発注者に移転することとするが、その詳細については、発注者及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

## 5 その他

- (1) 新型コロナウイルスやその他社会情勢等を勘案し、県はツアーの中止又は代替措置の実施を指示することがある。なお、その対応により発生した費用については、委託料に含めることができる。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 委託料の積算に含まれるツアー参加者の宿泊費及び体験料等については、ツアーの参加者数に応じたものとし、実績額が委託料の額を下回った場合には、実績額をもって支払うこととする。
- (4) この業務仕様書により難い事情が生じたとき、又はこの業務仕様書に疑義が生じたときは、県と受託者が協議して定めるものとする。

## 別 記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

#### (個人情報管理責任者等)

第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

#### (作業場所の特定)

第4 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

#### (個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

#### (保有の制限)

第6 乙は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

#### (個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は甲の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (教育の実施)

第9 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(資料の返還等)

第10 乙は、業務を処理するために、甲から引き渡された、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後、使用する必要がなくなった場合は、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第11 乙は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第12 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 乙は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に定めなければならない。

5 乙は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第13 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第14 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第15 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。